

確定申告が始まります

▼問合せ 日程・必要書類等は… 役場税務課税務係 (☎ 23 - 2332)
 所得税の内容等は…… 札幌北税務署 (☎ 011 - 707 - 5111)

平成 25 年分所得税の確定申告を行政区ごとに行います。申告される方は下記の受付日と会場をご確認の上、お越してください。また、住民税申告も受け付けています。

2月	行政区		会場
	9時～11時30分	13時～16時	
17	月	栄町・万代町	
18	火	若葉・弥生	
19	水	幸町・旭町	
20	木	西町	
21	金	六軒町	
24	月	みどり野・樺戸町	
25	火	北栄町	
26	水	春日町	
27	木	川下右岸・川下左岸・対雁	
28	金	中小屋・東裏	

3月	行政区		会場
	9時～11時30分	13時～16時	
3	月	茂平沢・弁華別	
4	火	当別太・高岡	太美寿
5	水	太美東・太美西	スウェーデンヒルズ
6	木	獅子内・太美スターライト	太美南
7	金	太美北	太美中央
10	月	下川町	
11	火	金沢・蕨岱町	
12	水	末広・白樺町	
13	木	錦町・美里	
14	金	緑町・東町	
17	月	元町	

以下についてご注意ください

■ 譲渡所得（土地・家屋・株式等）のある方は、左記の会場では受付できません。直接札幌北税務署で申告をしてください。

■ 当日税務職員は、確定申告書の計算を行うのみです。営業、不動産等の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越してください。

■ 税務署からのお知らせ

札幌北税務署にて2月23日と3月2日（両日ともに日曜日）は、申告書用紙の配布、申告相談及び申告書の收受を行います。詳細は、直接札幌北税務署へご連絡下さい。

税務署では例年、確定申告期間中は駐車場及び税務署周辺の道路が大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなるばかりではなく、近隣住民に多大な迷惑をかけていますので、公共交通機関の利用をお願いします。



復興特別所得税について

平成 25 年から平成 49 年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年までの各年分の基準所得税額（所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額）に 2.1% の税率を乗じて計算します。

また、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

3月4日～7日は、申告会場が西当別コミュニティセンターとなっています。役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。